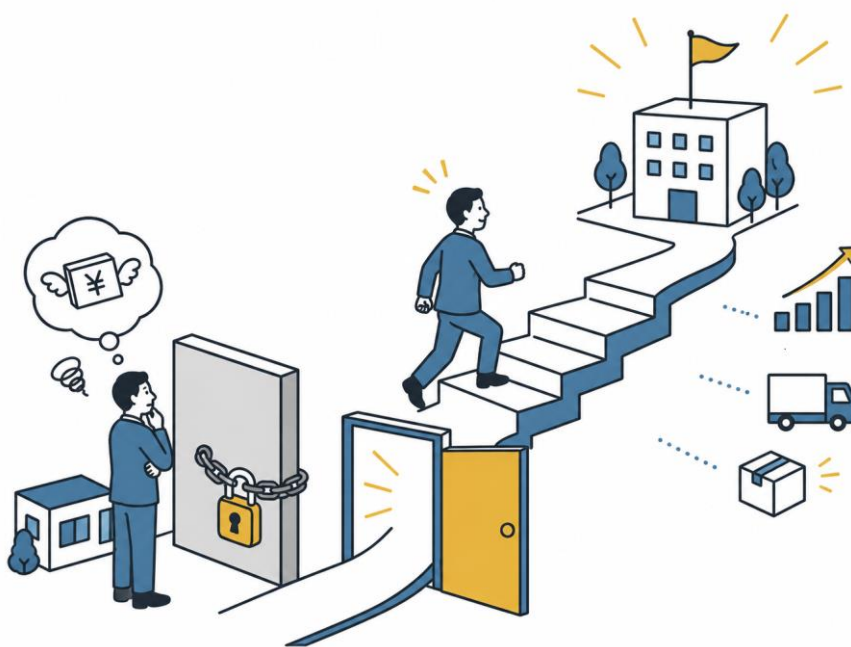


“事業の将来性に着目” 企業価値担保権 がスタートします！



企業価値担保権とは？



ポイント1

不動産担保や経営者保証等に過度に依存しない事業の将来性に着目した融資を後押しする制度です。（経営者保証は不要です）

ポイント2

事業全体が担保価値となり、事業の将来性や強みが重視され、金融機関によるタイムリーな伴走支援を行います。

ポイント3

スタートアップ・事業承継・事業再生など、企業価値の向上を目指す局面において活用することが想定されます。

よくあるご質問

Q. 企業価値担保権は、借り手にどのようなメリットがありますか？

A. 借り手が総財産を担保とすることで、金融機関との事業の将来性に基づく資金調達の相談が円滑になり、資金調達後も業況を理解する金融機関から経営支援を受けやすくなります。

Q. 総財産が担保目的財産となることで、事業上の制約が生じる可能性はありますか？

A. 担保目的財産の処分は基本的に自由に行えます。ただし、通常の事業活動の範囲を超えるものについては、事前に担保権者の同意が必要となります。

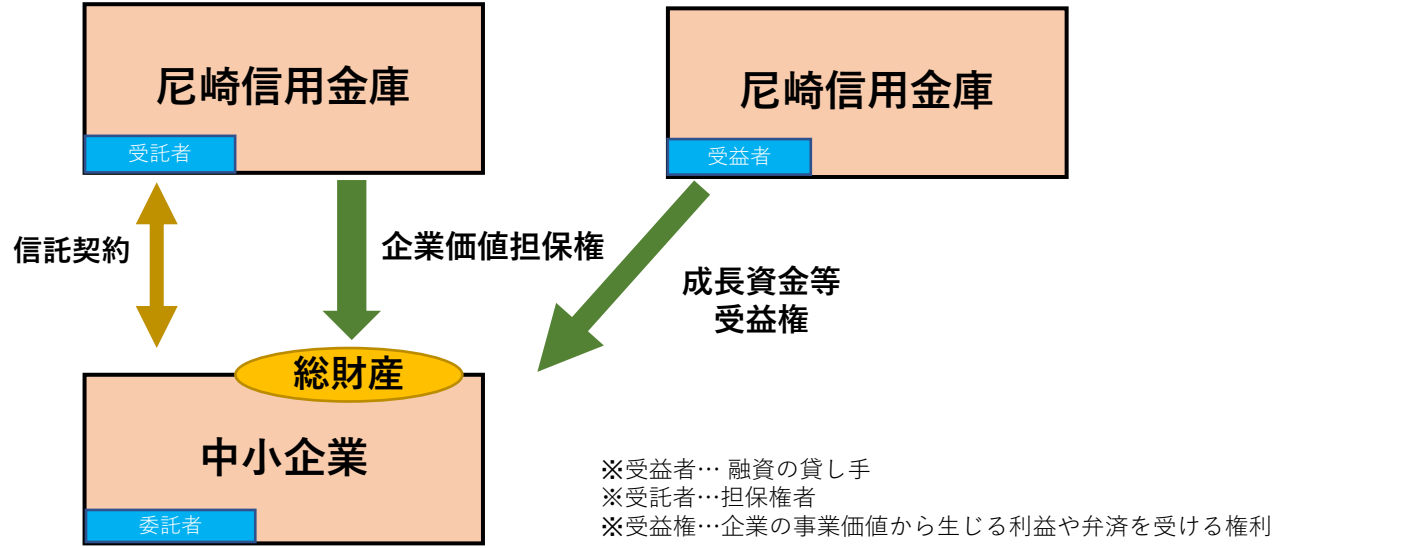
Q. 既存の金融機関取引にはどのような影響がありますか？

A. 総財産に担保権が及ぶことから、金融機関が企業価値担保権を設定した場合、その他の金融機関は優先回収できる目的財産がなくなるため、取引集約が進みやすくなると考えられます。

Q. お取引先からは、どのような見方をされるのでしょうか？

A. 金融機関に事業の将来性を評価・期待されており、資金・経営支援を受けやすい緊密な関係にある等、前向きな見方がされるものと考えています。

《企業価値担保権の仕組み》



担保目的財産	総財産（将来キャッシュフローを含む事業全体の価値）
借り手 （債務者・設定者）	株式会社・持分会社（自己の債務を担保するためのみ設定可） ※医療法人、学校法人等のご利用いただけません
担保権者	企業価値担保権信託会社（尼崎信用金庫）
登 記	商業登記簿へ登記
借り手の制限	担保目的財産の処分は基本的に自由（事業譲渡等、担保価値の毀損につながりうる通常の事業活動外の行為は担保権者の同意が必要）
貸し手の制限・制約	粉飾等があった場合を除き、経営者の保証の利用を制限

※ご不明な点がございましたらお取引店までお問合せください。
融資の申込みに際しては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。